

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、自動車整備に関する専門的技術及び理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備士を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(名称)

第 2 条 本校は「専門学校 日産京都自動車大学校」という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を京都府久世郡久御山町林八幡講 27 番地 6 に置く。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科(昼)	2 年	40 名	80 名
	国際オートメカニック科 (昼)	3 年	80 名	240 名
	自動車整備・ボディリペア科 (昼) (※)	3 年	35 名	105 名
	自動車整備・カスタマイズ科 (昼) (※)	4 年	20 名	80 名
	一級自動車工学科(昼) (※)	4 年	75 名	300 名

※) 1 年次と 2 年次に二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業し、3 年次または 3 年次と 4 年次に各課程の専門規定科目を修業するものとする。

(学年及び学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2. 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 10 日まで
- (3) 春季休業 4 月 28 日から 5 月 5 日まで
- (4) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (5) 秋季休業 10 月 28 日から 11 月 5 日まで
- (6) 冬季休業 12 月 20 日から 1 月 10 日まで

- (7) 学年末休業 3 月 20 日から 3 月 31 日まで
2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

(自動車整備科)				授業時間数		
教育科目			教育内容	1 年次	2 年次	計
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	(H) 3 0 5	(H) 2 8 2	(H) 5 8 7
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 (二輪の内容を含む)			
		機器の構造 取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	3 1	1 6	4 7
		自動車検査	—	0	2 7	2 7
		自動車整備に 関する法規	—	0	2 8	2 8
		小 計		3 3 6	3 5 3	6 8 9
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	3 2	0	3 2
		測定作業	基本計測	3 1	1 3	4 4
		自動車整備作業	エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	5 5 3	5 6 3	1, 1 1 6
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)			
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)			
			電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)			
			故障原因探究 (二輪の内容を含む)			
		自動車検査作業 (二輪の内容を含む)		8	4 8	5 6
		小 計		6 2 4	6 2 4	1, 2 4 8
合 計			9 6 0	9 7 7	1, 9 3 7	
一般教育 (必須) 計			4 8	9 4	1 4 2	
総 計			1, 0 0 8	1, 0 7 1	2, 0 7 9	

上表の 1 時間(H)は、50 分に換算したものです。

(国際オートメカニク科)				授業時間数			
教育科目			教育内容	1 年次	2 年次	3 年次	計
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	(H) 2 2 8	(H) 2 4 6	(H) 7 7	(H) 5 5 1
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 (二輪の内容を含む)				
		機器の構造 取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	2 5	0	1 6	4 1
		自動車検査	—	0	0	2 7	2 7
		自動車整備に 関する法規	—	0	0	2 8	2 8
		小 計		2 5 3	2 4 6	1 4 8	6 4 7
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	2 2	0	0	2 2
		測定作業	基本計測	2 3	9	1 2	4 4
		自動車整備作 業	エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	4 6 9	5 1 1	1 4 0	1,1 2 0
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)				
			電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)				
			故障原因探究 (二輪の内容を含む)				
		自動車検査作業 (二輪の内容を含む)		0	0	5 6	5 6
	小 計		5 1 4	5 2 0	2 0 8	1,2 4 2	
合 計			7 6 7	7 6 6	3 5 6	1,8 8 9	
一般教育 計			1 3 9	1 5 1	5 2 3	8 1 3	
総 計			9 0 6	9 1 7	8 7 9	2, 7 0 2	

上表の 1 時間(H)は、50 分に換算したものです。

(一級自動車工学科)			授業時間数								
教育科目			教育内容	1 年次 (H)	2 年次 (H)	小計 (H)	3 年次 (H)	4 年次 (H)	小計 (H)	合計 (H)	
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	305	282	587	139	0	139	922	
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 総合診断 環境保全 安全管理 (二輪の内容を含む)				196	0	196		
		機器の構造取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47	25	0	25	72	
		自動車検査			0	27	27	6	0	6	33
		自動車整備に関する法規			0	28	28	11	0	11	39
		自動車概論	※1 欄外に記入	0	0	0	0	0	0	0	
		サービス・マネージメント	※2 欄外に記入	0	0	0	95	0	95	95	
		小 計			336	353	689	472	0	472	1,161
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32	32	0	32	64	
		測定作業	基本計測	31	13	44	0	0	0	44	
応用計測			0	0	0	32	0	32	32		
自動車整備作業		エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116	468	0	468	1,584		
		シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)									
		電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)									
		故障原因探究 (二輪の内容を含む)									
自動車検査作業 (二輪の内容を含む)			8	48	56	12	0	12	68		
サービス・マネージメント		※2 欄外に記入	0	0	0	0	239	239	239		
小 計			624	624	1,248	544	239	783	2,031		
実 務 実 習	体験実習	自動車の点検整備 故障原因探求 総合診断	0	0	0	8	224	232	232		
	評価実習	自動車の点検整備 故障原因探求 総合診断	0	0	0	0	670	670	670		
	小 計			0	0	0	8	894	902	902	
合 計			960	977	1,937	1,024	1,133	2,157	4,094		
一般教育 (必須) 計			48	94	142	0	0	0	142		
総 計			1,108	1,071	2,079	1,024	1,133	2,157	4,236		

※1 材料力学、流体力学、熱力学、電子回路、通信技術、電子制御、技術英語、産業史、自動車技術史等の基礎知識・工学基礎として各養成施設が必要と認めるもの

※2 現代企業概論、経営学、経済学、消費者心理、工場管理論、社会学、簿記、商法、コンプライアンス教育、プレゼンテーション教育、カスタム・サービス等、一級自動車整備士に広く求められている知識又は技能の習得として、各養成施設が必要と認めるもの

※3 3、4 年次の法定合計時数には*を含めることができる

上表の1 時間(H)は、50 分に換算したものです。

(自動車整備・ボディリペア科)			授業時間数							
教育科目			教育内容	1 年次	2 年次	小計	3 年次	小計	合計	
				(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	305	282	587	0	0	587	
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 総合診断 環境保全 安全管理 (二輪の内容を含む)				0	0		
		機器の構造取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47	0	0	47	
		自動車検査			0	27	27	0	0	27
		自動車整備に関する法規			0	28	28	0	0	28
		車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	0	0	0	48	48	48	
		車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	0	0	0	216	216	216	
		小 計			336	353	689	264	264	953
		実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32	0	0	32
			測定作業	基本計測	31	13	44	0	0	44
	自動車整備作業		エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116	0	0	1,116	
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)							
			電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)							
			故障原因探究 (二輪の内容を含む)							
	自動車検査作業 (二輪の内容を含む)			8	48	56	0	0	56	
	車わく及び車体の 整備作業		点検・分解・組立・調整・検査 板金・塗装・損傷診断	0	0	0	713	713	713	
	小 計			624	624	1,248	713	713	1,961	
	合 計			960	977	1,937	977	977	2,914	
	一般教育 (必須) 計			48	94	142	54	54	196	
	合 計			1,008	1,071	2,079	1,031	1,031	3,110	

上表の 1 時間(H)は、50 分に換算したものです。

(自動車整備・カスタマイズ科)				授業時間数						
教育科目		教育内容		1 年次	2 年次	小計	3 年次	4 年次	小計	合計
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 総合診断 環境保全 安全管理 (二輪の内容を含む)	305	282	587	0	0	0	587
		機器の構造取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47	0	0	0	47
		自動車検査		0	27	27	0	0	0	27
		自動車整備に関する法規		0	28	28	0	0	0	28
		車わく及び車体の 構造	材料・力学・構造・ 機能	0	0	0	48	0	48	48
		車わく及び車体の 整備	整備・板金・塗装・ 損傷診断	0	0	0	216	0	216	216
		車わく及び車体の 加工	材料・金属加工・ 樹脂加工	0	0	0	0	30	30	30
		塗装及び車体の 整備	整備・塗装・関係法令	0	0	0	0	101	101	101
		小 計		336	353	689	264	131	395	1,084
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32	0	0	0	32
		測定作業	基本計測	31	13	44	0	0	0	44
		自動車整備作業	エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116	0	0	0	1,116
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)							
			電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)							
			故障原因探究 (二輪の内容を含む)							
		自動車検査作業 (二輪の内容を含む)		8	48	56	0	0	0	56
車わく及び車体の 整備作業		点検・分解・組立・ 調整・検査・板金・ 塗装・損傷診断	0	0	0	713	0	713	713	
車体加工・車体製作 応用塗装・車体検査	加工基礎・加工応用・ 樹脂加工 塗装応用・完成検査	0	0	0	0	917	917	917		
小 計		624	624	1,248	713	917	1,630	2,878		
合 計			960	977	1,937	977	1,048	2,025	3,962	
一般教育 (必須) 計			48	94	142	54	4	58	200	
総 計			1,008	1,071	2,079	1,031	1,052	2,083	4,162	

上表の 1 時間(H)は、50 分に換算したものです。

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

9 時 10 分から 17 時 20 分まで

(教職員組織)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 24 名以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 助手 若干名
- (5) 事務職員 5 名以上
- (6) 学校医 1 名

2. 校長は校務を掌り所属教職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、除籍、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 10 条 本校の入学資格は、高等学校または、これと同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者とする。

2. 前項のほか、外国人留学生についての入学資格は、別に定める。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、4 月とする。

(編入学及び転科)

第 12 条 一級自動車工学科の 3 年次への編入学は、自動車整備にかかわる一種養成施設卒業の者、若しくは国家二級自動車整備士の内、ガソリン、ジーゼルの両資格取得者、または両資格取得見込みの者に対して、認めることがある。

2. 一級自動車工学科の、2 年次から 3 年次への進級要件(第 16 条 3 項)に準じ、仮入学した後、全部免除申請の要件を満たすと、入学を許可する。
3. 自動車整備・ボディリペア科または自動車整備・カスタマイズ科 3 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校または短期大学またはこれと同等以上の学校を卒業または修了した者、若しくはこれに準じる学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士資格取得者または取得見込みの者に対して認めることがある。
4. 自動車整備・カスタマイズ科 4 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校または短期大学またはこれと同等以上の学校を卒業または修了した者、若しくはこれに準じる学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士資格を取得しており、かつ車体整備士資格を取得している者または取得見込みの者に対して認めることがある。
5. 各課程で転科を希望する者は、別課程への転科を認めることがある。

(入学手続)

第 13 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、入学選考料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 合格通知を受けた者は指定の期日までに、第 20 条の入学金等を納めなければならない。
- (4) 前号の手続を完了した合格者に対し、入学を許可する。

(在学年限)

第 13 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学)

第 14 条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け、復学することができる。

3. 休学者の復学は 4 月とし、休学は、年度単位とする。

4. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、所定の願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 15 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

(1) 第 14 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。

(2) 第 13 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2. 前項の規定による除籍手続きは、別に定める。

(出席停止)

第 15 条の 3 学生が心身の健康を損ね、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に障害がある場合、その他必要がある場合は出席停止を命じることがある。

2. 前項の出席停止に関する規定は、別に定める。

(進級・卒業の認定)

第 16 条 進級又は、卒業の認定は、所定の学科試験及び、実技試験の成績ならびに、素行状況を総合して行う。

2. 一級自動車工学科、自動車整備・ボディリペア科、自動車整備・カスタマイズ科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。

3. 自動車整備・カスタマイズ科の 3 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。

4. 一級自動車工学科 2 年次で修了認定された者は、3 年次に仮進級できる。

5. 仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合に、一級自動車工学科 3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

(卒業証書・称号の授与)

第 17 条 所定の全課程を修了し、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

2. 自動車整備科、自動車整備・ボディリペア科の全課程を修了し、卒業を認定した者には専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

3. 一級自動車工学科、自動車整備・カスタマイズ科の全課程を修了し、卒業を認定した者には高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

(褒賞)

第 18 条 成績優秀、文化活動、スポーツ、社会貢献など他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

2. 前項の褒賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第 19 条 教育上必要があると認められるときは、懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓戒、停学及び退学とする。ただし、次の各号の一に該当する者には退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3. 前 1 項の懲戒に関する規定は、別に定める。

第 5 章 授業料等

(授業料等)

第 20 条 入学選考料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。

＜単位：円＞

	学年	入 学 選考料	入学金	授業料	実 験 実習費	施 設 設備費
自動車 整備科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	130,000	230,000
国際オートメカ ニツク科	1 学年	25,000	240,000	460,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	460,000	130,000	230,000
	3 学年	——	——	460,000	130,000	230,000
自動車整備・ ボディリペア科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	130,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	170,000	230,000
自動車整備・ カスタマイズ科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	130,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	170,000	230,000
	4 学年	*25,000	*120,000	642,000	170,000	230,000
一級自動車 工学科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	130,000	230,000
	3 学年	*25,000	*240,000	642,000	220,000	230,000
	4 学年	——	——	642,000	220,000	230,000

*：編入学の場合に限る。

2. 休学時には休学費として半期 20,000 円、通期 40,000 円を徴収する。

(授業料等の返還)

第 21 条 既納の入学選考料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。
ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学手続の取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

第 6 章 雑則

(健康診断)

第 22 条 健康診断は、毎年 1 回、法の定めるところにより実施する。

(学生寮)

第 23 条 学生寮に関することは、校長が別に定める。

(細則)

第 24 条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 7 年 2 月 7 日から実施する。

附則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 10 年 11 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 12 月 25 日から実施する。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の教育充実費については、平成 26 年度以降に入学した一級自動車工学科の 3 年次の学生から適用し、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則による。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の授業料については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
3. 第 20 条 2 項の休学費については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条授業時間については、令和 6 年度以降に入学した学生から適用し、令和 5 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する